

令和3年豊能町議会12月定例会議
総務建設常任委員会

会 議 録

令和3年12月9日（木）

豊 能 町 議 会

令和3年豊能町議会12月定例会議
総務建設常任委員会

年月日 令和3年12月9日(木)

場所 豊能町役場 大会議室

出席委員 6名

中川 敦司 才脇 明美 寺脇 直子
管野英美子 秋元美智子 川上 勲

欠席委員 なし

委員外出席 永並 啓(副議長)

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	副 町 長	川村 哲也
まちづくり調整監	松本真由美	総 務 部 長	仙波英太郎
都市建設部長	坂田 朗夫	都市建設部理事	長谷 典彦
まちづくり創造課長	田中 久志	秘書人事課長	池田 拓也
総 務 課 長	萩原 哲也	行 財 政 課 長	山内 拓
建 設 課 長	仲村 晴好	都 市 計 画 課 長	田中 克生
農 林 商 工 課 長	中谷 康彦	出 納 室 長	上西めぐみ

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 浜本 正義 書 記 清水 義和

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 令和3年豊能町議会12月定例会議付託案件について

- ・第48号議案 豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例改正の件

- ・第50号議案 豊能町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例改正の件

- ・第52号議案 豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行について

- ・第53号議案 令和3年度豊能町一般会計補正予算(第4回)の件
(関係部分のみ)

- ・第58号議案 令和3年度豊能町下水道事業特別会計補正予算(第1回)の件

2. その他

午前9時30分 開会

○委員長（中川敦司君）

皆様、おはようございます。

9月に豊能町の町議会議員選挙が行われまして、その後の10月の会議におきましてこの常任委員会のメンバーが決まったわけでごさいます、そして今日のこの会議がこのメンバー、そして理事者の皆様との初めての会議になろうかと思ひます。どうかよろしくお願ひを申し上げます。

そうしましたら、座って議事を進めさせていただきます。

ただいまの出席委員は6名であります。

定足数に達しておりますので、総務建設常任委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策で委員間の距離を取るため、通常の席から変更をしております。皆様にはマスクの着用をしておりますが、発言の際にもマスクの着用のままでお願ひをいたします。

また、傍聴につきましては、スペースの関係上、第1会議室にて音声傍聴の形を取らせていただきますので、御了承お願ひをいたします。

委員会開会に当たりまして、まず町長より御挨拶がござひます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

皆様、おはようございます。

大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。12月定例会議に提案をさせていただきました内容につきまして、丁寧に御説明をさせていただきたいと存じます。つきましては、御審議いただき、御決定を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、簡単ではござひますけれども、御挨拶と代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（中川敦司君）

では、これより本日の会議を開きます。

本日の審査事項は、お手元に配付のとおりでございます。

令和3年12月定例会議付託案件についてを議題といたします。

第48号議案、豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。おはようございます。

それでは第48号議案、豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例改正の件について、御説明させていただきます。

議案書10ページをお開きください。

豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定めるものです。

提案理由ですが、浄化槽の設置及び管理について、下水道計画区域外の既存住宅等における浄化槽が対象であることを明確化するものでございます。

概要説明資料及び新旧対照表も併せて御覧ください。

改正の理由としまして、本条例は町民の生活環境の向上と、公共用水域の水質保全を目的として、下水道計画区域外での合併処理浄化槽を設置する際に、本町がその整備費用の10%を受益者から負担金として徴収して整備し、設置後は、町民から使用料を徴収して維持管理することを定めたものであります。この下水道計画区域外の高山地区におきましては、くみ取便槽や単独浄化槽を設置している建物を想定して、制定されたものでございます。現行の条例で

すが、高山地区に事務所や公民館、小学校があったため、条例には建物用途や規模の制限が盛り込まれておりません。このため、現行のままでは住宅以外の店舗や大規模施設など、本来の目的から外れた施設への設置についてもその費用の90%を町が負担することになってしまうことから、制度の対象を既存の住宅とするなど、明確にするものでございます。

主な改正の内容につきましては、新旧対照表を御覧ください。

第2条につきましては、第2条中、第2号を第3号とし、同号中、住宅を住宅等に改め、同項第1号の次に第2号として、対象となる建物用途を住宅等に限定することを付け加えるものであります。また、第3条での設置の対象で、浄化槽の規模、処理区域などを付け加えるものであります。現行の第7条につきましては第8条とし、同条中、公認を指定に改めるものであります。現行の第10条につきましては、第11条とし、同条中第8条を第9条に改めるものであります。現行の第20条につきましては第23条とし、第19条を第22条とし、同条中、第8条を第9条に、第13条を第14条に改め、第19条の次に施設浄化槽の寄附として、第20条第1項で、10人以下の施設浄化槽を所有しているものは寄附を申し出ることができることや、第2項で、町が寄附を受ける際にはその施設浄化槽が適正なものか審査すること、また第3項で、その寄附を受けた浄化槽は本条例の規定を適用することを付け加えるものであります。また、浄化槽の移設等として、第21条第1項で、自己都合により既存の浄化槽の移設等をする場合には、町と協議が必要であることや、第2項で協議に基づく浄化槽の移設等に要した費用は当該住宅等の所有者の負担とすることなどを付け加え

るものであります。附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。

説明は以上でございます。

御審議賜り、御決定いただきますよう、よろしく申し上げます。

○委員長（中川敦司君）

では、これより本件に対する質疑を行います。

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

この住宅等というふうに改めるということですけども、これは例えば、公営住宅とか、公共施設等はこれ含まれるのでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

田中課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

用途が住宅として限定されるようなものになりますので、共同住宅だったとしても、住宅として対応していきます。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。

ほか、ないですか。

川上委員。

○委員（川上勲君）

今の件で、高山のコミュニティになったところはどのような形になつとるか、ちょっと言ってもらえませんか。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

議員おっしゃってるのは、高山のコミュニティセンターの中の浄化槽のことでしょうか。

（発言する者あり）

○都市計画課長（田中克生君）

高山の浄化槽につきましては、この都市計画課のほう管理している浄化槽ではございませんでして、施設を管理しております、当初は学校の教育委員会、今は農林商工課のほう管理している浄化槽になるんですけども、現状は小学校が建ったときの浄化槽のまま、単独浄化槽でございます。それから、後に高山幼稚園が増築されておりますので、高山幼稚園が増築された際には別の浄化槽、合併浄化槽として、5人槽のほうを設置している状況でございます。

○委員長（中川敦司君）

川上委員。

○委員（川上勲君）

高山小学校のときに単独浄化槽ということですね。ということは、手を洗ったり石けんを使ったり何やかやした水は、全部垂れ流しでっか。そういう具合になりますわな、単独浄化槽であれば。

○委員長（中川敦司君）

中谷農林課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

農林商工課、中谷です。

今ちょっと問題が出てきてまして、まだ御報告はさせていただいてないんですけども、高山コミュニティセンターに改修したときに、トイレとかのやつは単独浄化槽ということで後は垂れ流しかという、今御質問なんですけども、ちょっとあまり適切でない方法で幼稚園、旧幼稚園のほうに合併浄化槽あるんですけども、そちらのほうに調理室とかほかの排水のほうはちょっとつなげている状態になっております。ちょっとそこら辺、槽が幼稚園、すみません、元、旧幼稚園のほうは浄化槽としてはちょっと規模的に小さくて、容量が小さくて、今建築基準法上の基準をちょっと満たしてないというような問題が発覚しまして、今後今、

すみません、今対応しているところでございます。

状況としては以上でございます。

○委員長（中川敦司君）

川上委員。

○委員（川上勲君）

小学校と幼稚園の、同時に造られたらそら今おっしゃったような考え方もできるねんけども、小学校のほうは何年か早いすわな。3年、たしか4年か5年か早いすわ。だからその小学校建ったときに、単独浄化槽入れますよね。ほたら後のその手洗いとか、あるいはその洗剤を使ったりなんかするときの水は、どういう具合に出されましたんか。それは分かりませんか。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

単独浄化槽につないでいるルートとしましては、委員おっしゃるようにトイレのし尿等、要はトイレから流れる汚水だけになります。それ以外の、例えば、グラウンドで手洗いするとか、廊下のところで、例えば絵の具を洗うとかいうところにつきましては、垂れ流しのようなところで、単独浄化槽には本来つなげてはなりませんので、そういう排水ルートになってたと思います。

○委員長（中川敦司君）

川上委員。

○委員（川上勲君）

ということは、平成12年、3年に高山地区で合併浄化槽をしたときから以後も、小学校のほうは垂れ流しということすな。何かこの間調べたら、小学校のほうと幼稚園のほうはつながっていないとこういふうには聞いてんねんけど、その辺はいかがですか。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

先日、高山コミセンの浄化槽をメンテしてもらってる業者さん立会いの上で、排水ルートの確認をしました。そうしますと、高山、旧高山小学校のところのトイレの汚水関係はそのまま単独浄化槽につながっている状況なんですけども、それ以外の旧高山小学校から出てくる排水につきましては、垂れ流しということではなくて、後からつけた高山、旧高山幼稚園の合併浄化槽のほうにつなぎ込んで処理しているような状況で、先ほど農林商工課の課長がお伝えしたように、適切ではないんですけども、人槽としては小さいんですが、高山のコミセンのところでの利用形態が幸いしたのか、年1回の法定点検、水質検査を行っているんですけども、その水質検査上はオーケーというような形でクリアしている状況でございます。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

川上委員。

○委員（川上勲君）

ということは、小学校の土地をコミュニティにするときにそういう工事をしたということやな、小学校のほうから。そういうことだな。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。

ほか、よろしいですか。

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

ちょっとお話分かんなかったんですけど、ということは、コミュニティセンターのほうから幼稚園のほうへつながっているのは、汚水じゃなくて、普通の手洗った水、どちら。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

全て汚水になります。

雨水ますに流していいのは雨水だけになりまして、それ以外の、洗剤を使わない手を洗っただけの水とか、口をゆすいで出した水とか、全て汚水になりますので、それらは高山幼稚園のほうの合併処理浄化槽のほうにつないでいる状況でございます。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

ということは、トイレのほうのあれはそのままかな。

○委員長（中川敦司君）

田中課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画、田中です。

トイレ、旧高山、旧小学校棟のほうのトイレにつきましては、当初設置しております単独浄化槽のほうで処理をしております。

○委員長（中川敦司君）

もう一回ですか。

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

これ今回、随分詳しく今後へ向けて条例整備されてますよね。そのきっかけは何だったのかなというのをちょっと思ったんですが、今のように、今お話を聞いてると、業者のほうが幸い毎年点検していく中で、今回のことが分かって、条例整備したという流れになるのか、全く違った流れなのか

を教えてください。

○委員長（中川敦司君）

田中課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

高山コミュニティセンターが関係していることは全くありませんので、条例整備するタイミングをうかがったわけではございませんが、ここ数年来、高山地区のほうにレストランができてきたりとか、昔から売店だったところが地域活性化に資するようなカフェをつくりたいとか、そういったお話が上がってくるところが増えてきつつありましたので、ここはちょっと条例改正の必要が要るのかなというので今回挙げさせていただきました。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

ということは、高山のこれからの活性化に向けてはやっぱり必要な整備だという、そのことも含めて見直しをしていくということでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画、田中です。

基本的には今の区域内に住んでおられる方の補助としましてこの条例はあるんですけども、新たに高山に引っ越してこられる、新築として建物を建てる方はこれは対象外にしております。それから、高山の地域活性化、それとか、豊能町のほうがぜひこちらのほうに来てほしいとか、町と二人三脚で地域を活性化するような建物がある場合ですと、条例上の中にも、町長が特別に認めるという条項がありますので、その場合は、ケースによっては豊能町が9割補助す

るというようなストーリーのほうにもつながっていくかも分かりません。それもケース・バイ・ケースで対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。

1点だけ、よろしいですか。

これ、実際新築の場合は補助はないよという、今後はなくなりますよということですけれども、もしもこれ、誰か家を新築されて、このような設備を自分で造ると、設置するとなったら大体費用的にはどれぐらい考えとかなあかんことになるんですか。

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画、田中です。

浄化槽の人槽によっても値段がまちまちに変わってきますので、一概に何ぼかかるというのがちょっとお答えはできないんです。その新築の家に例えば5人住まわれるのか10人住まわれるのか、2世帯住宅なのか等で処理する人槽が変わってきますので。

○委員長（中川敦司君）

そうですか。

○都市計画課長（田中克生君）

はい。

○委員長（中川敦司君）

分かりました。

○都市計画課長（田中克生君）

すみません。

○委員長（中川敦司君）

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

今の中川委員さんの質問と若干関連するかもしれないなと思って、ちょっと聞きたいなと思って質問します。

この浄化槽の規模とか算定というのは、先ほどおっしゃった2世帯とかその家族の

人数や建物の面積によるのでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

浄化槽の算定を決める基準は、建物の床面積に関係してくるのが計算式として上がっております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

工事はこれは個人負担になるのでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

田中課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画、田中です。

委員おっしゃってるのは、新築で建てる際のことでしょうか。その場合は、100%個人負担でございます。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

逸れた質問だったら申し訳ないんですけど、これ豊能町云々と書いて、高山のことですわね、こうこう。このほかに下水道区域外、例えばそこで町が指定したら合併浄化槽造っていけないんじゃないかなと勝手に想像して、何がきっかけかといったときに、止々呂美からこっち来るときにバーベキューのところありましたね、ありましたね。あれ、豊能町のほうとしてはたしか下水計画区域外だったと思います。あそこで合併浄化槽にしたいといったときは、この条例が適用になるのかそれとも全く別なことで駄目になるのか、ちょっとそこだけお聞き

します。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画、田中です。

今委員おっしゃってる、あのデリバリーバーベキューさんのところは、確かに下水の処理区域外ですので、そこで何かをやるために合併処理浄化槽をつける際には、そこで事業をやられる方がつけるわけであって、町のほうが補助するわけではございません。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

補助はしないけれども、そういうことで事業は可能ですということでも理解させてもらっていいですか。要するに、ここにまた適用されるかと言うと、この条例は適用外だけでも、そういった事業はできるという認識でよろしいですか。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

下水道法の今お話でして、ピンポイントでバーベキュー場のことをおっしゃってるので、あそこ、市街化調整区域になりますので、もともと市街化調整区域ですので、何かをやろうとすると都市計画法のほうが先にきます。都市計画法のほうでバーベキュー場という用途はございませんので、できる可能性としたら、キャンプ場として許可を取ってバーベキューをやられてるというようなストーリーで、その後、合法的になるのであれば合併浄化槽を設置されてというストーリーになるのかなと思っております。

○委員長（中川敦司君）

川上委員。

○委員（川上勲君）

寺脇さんの質問で、床面積が関係あるいうておっしゃいましたね。なら人数は関係がおまへんのか。例えば、大きい屋敷の中に1人住んでても、その大きい屋敷の関係で処置しまんのか。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

浄化槽の規模を決める場合は、JIS規格で定められた基準がありまして、住宅の場合は延べ面積、延べ床面積が130平米以下の場合は5人槽を必要ですと、130平米を以上超える場合は7人槽が必要ですというところがありますので、大きなお屋敷にお一人住まわれてたとしても、その床面積が計算の対象になってきます。

130平米を超える場合は7人槽です。お一人だけ住んでたとしても。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。

もうほか、質問ございませんか。

なしですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

では、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

では、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（中川敦司君）

挙手全員です。よって、48号議案は原案のとおり可決されました。

では続いて、第50号議案、豊能町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

それでは第50号議案、豊能町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例改正の件について御説明させていただきます。

議案書の18ページをお開きください。

豊能町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものです。

提案理由ですが、下水道普及率がおおむね100%となり、普及促進の役割を終えたことから、受益者負担金における前納報奨金制度を廃止するものでございます。この前納報奨金制度ですが、分納が原則の受益者負担金について、一括して納めていただく場合には、報奨金を交付して負担金を軽減していくものでございます。

主な改正の内容につきましては、新旧対照表を御覧ください。

第7条を削除し、第8条を第7条とし、第9条から第13条までを1条ずつ繰り上げるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものです。

説明は以上でございます。

御審議賜り、御決定くださいますよう、よろしく申し上げます。

○委員長（中川敦司君）

では、これより本件に対する質疑を行います。

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

秋元です。

おおむね100%ということになってますけど、完全100%と理解していいのか。私、聞きたかったのは、たとえ1軒、2軒、という状況なのかどうかということをお尋ねします。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

おおむね100%と御説明しましたが、でも実際には99.2%、残りの0.8%はほぼ高山地区でございます。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

秋元です。

この対象になってる方で、今回こういう制度なくなりますよということは、前もって伝えてらっしゃるのかどうかだけちょっと心配したんです。多分、うちは要らないという感じで今までいらしたんだと思うけど、町としても、今度こういうふうにさせてもらいますということは前もってお伝えしたほうがいいんじゃないかなという気持ちからの質問ですので、お願いいたします。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

対象となる方に対してのPRというのはしていません。まだ、まだしていません。条例改正のほうは4月1日からですので、それまでに何らかの手法で対象となる方のほうにはPRしたいと思います。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

その場合例えば、いや大変と、これがもう最後のチャンスだと。本人ですよ、御本人が。そうして慌ててこの、特例って変な言い方だけでも、条例で何とかしようといったときに、間に合うんかな。ちょっとそれだけ気になります。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

ほぼ高山地区という御説明をさせていただきましても、高山以外にも、ほかの集落のところでも下水の処理区域に入ってるんですが、公共下水にはつながず、浄化槽のほうで処理されてる世帯が数軒ございます。その方たちについては、幾度となく公共下水のほうにつないでいただけませんかという御説明のほうは担当課のほうからさせていただいているところではあります。ですので、今現在つないでおられない方につきましては、公共下水道につないでほしいという町からのお願いはしているものの、料金的な問題があるのか、浄化槽でそのまま適正に流してるんだからいいというお考えなのかどうかはちょっと不明ではございますが、一定の飛び込みで公共下水のほうにつながりますというような案件が出てくることは、ほぼないのかなというふうに考えております。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。

ほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

討論はございません。

では、これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(中川敦司君)

全員ですね。挙手全員であります。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第52号議案、豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仲村建設課長。

○建設課長(仲村晴好君)

建設課の仲村でございます。

おはようございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは第52号議案、豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行についての件につきまして、御説明させていただきます。

土地改良法第96条の4、第1項において、読み替えて準用する同法第87条の5、第1項の規定により、豊能町へ土地改良事業を施行することについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、令和3年8月13日から14日までの豪雨により被災した農地及び農業用施設(水路)の災害復旧事業を施行するために、土地改良法第87条の5、第1項の規定に基づき、応急工事計画を定めて議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

事業名としましては、令和3年8月13日及び同月14日の豪雨による災害復旧事業でございます。

総事業費は483万円でございます。

事業施行場所としましては、豊能町高山135番地ほか2件の計3件で、うち農地が2件、水路が1件でございます。

事業期間は令和3年12月から令和4年6月までとするものでございます。

事業内容は、令和3年8月豪雨により被災した農地、畦畔を含みます、及び農業用施設(水路)の復旧を行い、従前の効用を回復するものでございます。

それでは、全協のときにお配りさせていただきました図面について、説明させていただきます。

図面では、農地を緑色、水路を青色で着色しております。今回被災した箇所につきましては、高山地区のスゴ農地、木代地区のアリウダ農地とアリウダ水路の計3か所でございます。

まずスゴ農地につきましては、高山地区の棚田の上部に位置する農地でございますが、被災した畦畔の復旧工事を行うものでございます。

次にアリウダ水路とアリウダ農地につきましては、隣接した箇所でございますが、大雨による増水で水路の護岸の石積みが崩れたことにより、隣接する農地の畦畔も被害を受けたもので、それら被災箇所の復旧工事を行うものでございます。

なお、今回の農地及び農業用施設災害の査定についてですが、10月26日に国の査定を受けておりまして、おおむね計画どおりで認められております。

説明は以上でございます。

御審議いただき、御決定賜りますよう、よろしくお願いたします。

○委員長(中川敦司君)

では、これより本件に対する質疑を行います。

ありませんか。

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

10月26日に国の査定済みということ
で計画どおりに進めるということですが
けれども、これは農地と農業用施設、水路の復
旧ですけれども、町と農家の負担割合はど
ういうふうになってるのでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

仲村課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村でございます。

これ、町の負担は実質ありません。今回、
補正予算で上げさせていただいております
のは、農地につきましては、国の補助金も
大阪府を通ってきますので、府補助金です
けれども、50%、受益者の分担金が5
0%、それから、水路につきましては国の
補助金が65%、それから分担金が35%、
地元ですね、地元の分担金が35%。ただ
し、今回の場合、北九州を中心とする大雨
ということで、激甚災害が指定されるとい
うことで、今回、増嵩申請をかけておりま
して、その負担が、ちょっとお待ちくださ
い。農地の国の負担が、補助金が93.4%、
それから農地、すみません、水路のほう
が98.1%ということで、残りが地元の負担
金ということになります。

○委員長（中川敦司君）

ほか、よろしいですか。

ちょっとなければ、ちょっと私のほうか
ら質問なんですけれども、今回、農地が2件
で水路が1件ということで、合計金額が4
83万という提示をしていただいております
けれども、個々に金額的なものは何か分か
るんですか。

仲村課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村でございます。

まず、高山のスゴ農地、これについまし
ては150万円、それから木代地区のアリ

ウダ農地、これが55万円、それからアリ
ウダ水路が278万円でございます。

○委員長（中川敦司君）

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

確認したいんですけれども、今回豪雨に
よる災害復旧事業ということで、この災害
復旧事業の対象となる災害というのは、豪
雨のほかにも近年災害が多発しているん
ですけれども、どのような災害が対象にな
ってくるのでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

仲村課長。

○建設課長（仲村晴好君）

地震や風なんかでのそういう災害復旧事
業もございます。今ちょっと資料を持っ
てきておりませんが、今回の豪雨についま
しては雨量で基準が決まっております、1
時間の雨量が20ミリメートルを超えた場
合、それから24時間の最大雨量で80ミ
リメートルを超えた場合に、それからあと、
その1か所の被災した工事の金額が40万
円以上という基準はございます。

○委員長（中川敦司君）

ほか、ありませんか。

ちょっと、そしたら私のほうからまたよ
ろしいですか。

先ほどこの農地2件と水路1件のそれぞ
れの費用のほうを個別に聞かせていただき
ましたけれども、ただ水路だったら例えば、
距離、どれぐらいの距離やとか、農地やっ
たら面積的にどんなんやとか、そんなん分
かりますか。

仲村課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村でございます。

農地ですけれども、高山のスゴ農地が4
メートルの畦畔が崩れた、横が4メートル、
長さが4メートルです。木代のアリウダ農

地のほうが、それも4メートルの畦畔が崩れてます。それから、水路につきましては、10メートル。

○委員長（中川敦司君）

10メートル。

○建設課長（仲村晴好君）

はい。が崩れております。

それでよろしいでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

はい。

ほか、もう質問ありませんか。

ないですか。

（「なし」の声あり）

なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○委員長（中川敦司君）

挙手全員です。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

では、次に、第53号議案、令和3年度豊能町一般会計補正予算（第4回）の件、関係部分のみになりますが、ここを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

順次発言を求めます。

山内行財政課長。

○行財政課長（山内拓君）

おはようございます。行財政課、山内です。よろしく願いいたします。

それでは第53号議案、令和3年度豊能町一般会計補正予算（第4回）（関係部分にかかる部分）につきまして、提案理由の

御説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の6ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正の款2・総務費、項1・総務管理費、戸知山周辺整備事業でございます。

戸知山周辺整備事業につきましては、戸知山で擁壁実証実験が行われるに当たり、土を搬入するダンプカーが通り舗装を傷める恐れがあることから、搬入後に舗装工事を行うことにより、年度内に事業が完了する見込みがないため、繰越しするものでございます。

○委員長（中川敦司君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村でございます。

款11、同じ繰越明許費補正ですけれども、款11・災害復旧費、項1・農林水産施設災害復旧費、事業名、耕地災害復旧事業483万円でございますけれども、先ほどの52号議案で提案させていただきました、農地及び農業用施設災害復旧事業で、年度内に事業が完了する見込みがないため繰越しするものでございます。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

引き続きまして、同じ6ページのところでございますけれども、公園災害復旧事業につきましても、この補正予算書に計上している事業が年度内に事業が完了する見込みがないため、繰越しするものでございます。

○委員長（中川敦司君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内拓君）

行財政課、山内です。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内

容につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の補正を行っております。

人件費事業につきましては説明を省略させていただきますので、御了承を願います。

最初に、歳出について御説明申し上げます。

18ページをお開きください。

款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の7、基金管理事業財政調整基金積立金でございますが、前年度繰越金を全額積み立てるものでございます。

○委員長（中川敦司君）

まちづくりの田中課長。

○まちづくり創造課長（田中久志君）

おはようございます。まちづくり創造課の田中です。

それでは、まちづくり創造課関係の補正予算内容につきまして御説明をいたします。

補正予算書18ページ、款2・総務費、項1・総務管理費、目6の企画費の5、地域公共交通促進事業でございますが、地域公共交通緊急支援金として、245万円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、旅客収入の減少が長期化している地域公共交通事業者の運行継続を支援するとともに、車内の衛生的な環境の確保を推進するため、緊急支援金として支出する費用を補正するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（中川敦司君）

農林商工課、中谷課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

農林商工課、中谷です。

飛びまして、28ページのほう、お聞きいただけますでしょうか。

款6・農林水産業費、項1・農業費、目

3・農業振興費の3、農業振興事業でございますが、これは農地の集積、集約化に取り組む地域への協力金を交付するための補正でございます。今回の対象の地域としましては、高山地区が対象としております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

引き続きまして、31ページをお開きください。

款8・土木費、項5・都市計画費、目1・都市計画総務費の3、下水道特別会計繰越事業でございますが、人件費にかかる費用を下水道特別会計へ繰り出しするものでございます。

○委員長（中川敦司君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村でございます。

37ページをお開きください。

款11・災害復旧費、項1・農林水産施設災害復旧費、目1・耕地災害復旧費の1、耕地災害復旧事業でございますけれども、先ほどからの、令和3年8月豪雨で被災した農地や農業用施設の復旧工事にかかる費用を補正するものでございます。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

続きまして、同じページの項2・公共土木災害復旧費、目2・公園施設災害復旧費の1、公園施設災害復旧事業でございますが、光風台6丁目緑地の災害復旧にかかる費用等を補正するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

○委員長（中川敦司君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

11ページへお戻りください。

款14・分担金及び負担金、項2・分担金、目1・災害復旧費分担金は、歳出のところで御説明申し上げました耕地災害復旧事業にかかる分担金でございます。

○委員長（中川敦司君）

まちづくり創造課、田中課長。

○まちづくり創造課長（田中久志君）

まちづくり創造課、田中です。

補正予算書12ページ、款16・国庫支出金、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金として、245万円を計上しております。

これは、歳出のところで御説明申し上げました、新型コロナウイルス感染症対応としての地域公共交通緊急支援金にかかる国庫補助金でございます。

説明は以上です。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

同じく12ページですけども、目9・災害復旧国庫補助金、節1・公共土木災害復旧費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました、公園施設災害復旧事業にかかる国庫補助金でございます。

○委員長（中川敦司君）

農林商工課、中谷課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

農林商工課、中谷です。

13ページになります。

款17・府支出金、項2・府補助金、目

5・農林水産業費府補助金、2・機構集積協力金交付事業費府補助金でございますが、これは先ほど、28ページのほうで集積の協力金ということで事業を御説明させていただきましたが、その歳入となっております。

○委員長（中川敦司君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村でございます。

14ページ、お開きください。

目9・災害復旧費府補助金、節1・工事災害復旧費府補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました、農地や農業用施設の復旧工事にかかる府補助金でございます。

○委員長（中川敦司君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内拓君）

行財政課、山内です。

款20・繰入金、項1・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整として、6,709万9,000円を減額するものでございます。

15ページを御覧ください。

款21・繰越金、項1・繰越金、目1・繰越金でございますが、前年度からの繰越金の確定に伴うものでございます。

続きまして、款23・町債でございますが、目4・教育債、次のページ、16ページをお開きいただきまして、目6・災害復旧債でございますが、事業費が増額となったことに伴う、補正するものでございます。説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

37ページの公園災害復旧事業について、光風台6丁目の災害復旧工事の概要を説明したいと思います。

10月8日の全員協議会で御報告いたしました、光風台6丁目災害復旧工事の件ですが、その災害の安全対策工事については、11月17日に国の防災課より、町が示す安全対策工事の工法で了解が得られました。これを受け、既に御承知の方もおられるかもしれませんが、11月25日より、道路の舗装を壊す作業から工事を着手しており、12月1日から本格的に土留め工事を、施行を順次行っております。

安全対策工事の期間ですが、明日、明後日には全て終わる予定をしております。また、被災したのり面部のほうですが、10月8日から現場ののり面部にセンサーを設置しており、すべり面の動向、変位量など、継続的に観測しております。

また、10月29日には追加で4か所のボーリング調査も実施しております。のり面部の変異ですが、設置当初は数ミリメートルの動きがあったものの、これまでも降雨が何度かありましたが、のり面は落ち着いており、のり面部の動きは全くない状況です。

これからの観測データや、土質試験の結果を基に、11月29日に大阪府事業管理室と工法検討の協議を行っており、12月中旬頃までには、国の防災課との協議で本復旧工事の工法を決定していきたいと考えております。

なお、御迷惑をおかけしている近隣住民6世帯の方へは、今年2月と4月に遅れている状況説明を行っており、国の再査定の見通しが立った時点で再度説明に伺うと伝えていましたので、8月26日に国と府との重要変更の調整が終わり、9月議会で

承認していただきましたので、本復旧工事にやっと着手できることとなり、9月25日に、当該工事の請負社と一緒に工事概要説明に伺ったところでございます。その後、10月5日に被災のり面のクラックが発見されてから今日まで、状況説明や工事概要などを含めて4回、直接顔を見て報告させていただいております。

これからも、工事を進めていく中で、技術的なことやささいなことは報告いたしません。工事の進捗状況を見ながら、騒音や振動の出る御迷惑をおかけする工事内容のときには、前もって近隣住民の方へ御説明に伺う考えであります。

本復旧工事については来年早々から、まずクラックが入っているのり面の土砂を撤去する工事からスタートする予定で、当初の予定より約3か月程度は遅れる見込みですが、来年の梅雨時期の6月頃までにはおおむね完了していきたいと考えております。

それでは、本復旧工事の施行方法などについて御説明させていただきます。

お手元にお配りしている計画断面図を御覧ください。

この断面図は、被災のり面のほぼ中央部の断面図となります。

まず、左側に住宅と道路を図示しておりますが、その道路の中央部に、現在施行中の安全対策工事で設置しております仮設の防護柵が、住宅との敷地境界線より1.7メートル離れたところに設置しているところでもあります。道路の右側に正方形のものが2段積み上げて図示しておりますが、これは現在、現場にある大型土のうを示しているものです。これより右上側に黒線で示しているラインが現在ののり面のラインとなります。また、その下に青色の破線で示しているラインが、10月5日に被災のり面部の保護をしていたブルーシートをめくっ

て判明した、クラックのすべり線となります。そして、道路の右側に赤色の線で示しているものが、これから本復旧工事で施行する予定の擁壁となります。そして、この新たに設置する擁壁の天端より右側に5.4メートル奥に行くわけですが、平場を造りまして、1対1.2ののり面を2段、1対1.35ののり面を2段で合計4段ののり面を川西市との行政界に向けて切っていく予定をしております。したがって、赤色のラインで図示しているとおりにのり面を切っていくことで、現在問題となっているクラック、青色の破線で図示している範囲の滑っている土砂を全て搬出することができるものであります。図示しているとおりに、4段ののり面を形成していくわけですが、のり面の表面については、設計上安定勾配となっておりますが、のり面保護として、種子吹きつけなどの必要性がないかも含めて検討しているところであります。

説明は以上です。

○委員長（中川敦司君）

説明終わりましたけれども、これより本件に対する質疑を行います。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

おはようございます。管野です。

たくさん人事異動による人件費の補正があるんですけれども、再任用の方が診療所に行かれたことの補正以外にトータルで、39ページのところなんですけれども、当初予算よりも1億円減ったということでもよろしいんですか。確認させてください。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

おはようございます。秘書人事課、池田です。よろしくお願ひします。

今、委員のほうから御質問がありました

が、39ページにあります給与費明細の1億、約1億円の減ということですが、今特別会計のほうに、診療所のほうに再任用の方がというお話がありましたが、厳密に言いますと、診療所とあと下水道の会計のほうにも行ってる職員がいておりますので、その分その職員に関わる給料の減額と、あと会計年度任用職員の報酬でございます。昨年の決算委員会の際にも前年決算の執行率が、ちょっと非常に悪い理由を、委員会のほうでもちょっと御指摘をいただいております。現時点で確実に年度内に不用額が見込める分につきましては、今回その分を減額補正の対象とさせていただきますというところでございます。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

分かりました。ありがとうございました。

ほかの質問なんですけれども、18ページの総務費、総務管理費、一般管理費の基金管理事業の財政調整基金への積立てなんです。広報「とよの」10月号で、15億2,921万円という残高を見せていただきましたが、この金額を入れると約17億の残高があるということでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内拓君）

行財政課、山内です。

財政調整基金、予算ベースになりますけれども、12月補正、こちらの金額入れた後、9億6,967万7,000円が基金残高に、財政調整基金の基金残高になります。

○委員長（中川敦司君）

もう一度、すみません、お願いします。

○行財政課長（山内拓君）

財政調整基金の残高、12月補正後にな

ります。9億6,967万7,000円になります。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

すみません、今年度使っているからということですよ。広報「とよの」に載っている15億というのは、令和2年度の3月31日現在の金額で、4月、5月の分の残高、この金額を足しますけれども、6月から今まで、12月まで財政調整基金を使っているから、この金額が今の残高ということですか。

○委員長（中川敦司君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内拓君）

行財政課、山内です。

令和2年の決算額から申し上げますと、令和2年度の財政調整基金の現在高、決算後が14億2,921万2,000円になります。そこで、当初予算では、6億5,309万4,000円の取崩しで予算を編成しておりまして、その後6月補正、9月補正で取り崩し、今回の12月補正で財源調整で減額ということになりまして、最終合計が9億6,967万7,000円ということになります。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

28ページの、農家への協力金、すみません、農業振興費の170万8,000円、高山地区の農地集積ということなんです、令和元年、牧地区は370万5,000円、令和元年の9月の補正で同じような支出、協力金というのがあるんですけど、この金額の違いというのは面積ですか。

○委員長（中川敦司君）

農林商工課、中谷課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

農林商工課、中谷です。

この交付金は、その協力いただける面積、集約する面積によって決まってくるので、それに面積掛ける単価というような形で算出していきます。今回の対象の面積は、高山地区、集約いただいたのは、おおよそ8.25ヘクタールですが、交付の対象となる面積としては、7.76ヘクタール、それに単価を掛けた金額になります。交付の単価ですが、10アール当たり2万2,000円ということで単価が決まっておりますので、それと今の面積を掛け合わせた額となっております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

令和元年のときに農機具とか倉庫とかに使うということを伺っていますけれども、これの報告とか、報告義務というのはあるんですか。

○委員長（中川敦司君）

中谷課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

農林商工課、中谷です。

交付金の使途ですが、地域農業の発展を図る観点から、その使途を自ら、高山地区の協議会になりますけれども、自ら決めることということになっておりまして、ただその使途につきましては、大阪府のほう、都道府県のほうと協議、また、使用した後は町に報告、決まった後は報告するというようになっております。今のところ、高山地区で今何に使うかというところはこれから協議するということで、今のところまだ未定ということで、一旦積み立てとくという

ような形で聞いております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。

ほか、どうですか。

ありませんか。

川上委員。

○委員（川上勲君）

全体を通して、繰越明許費がここ一、二年多いように感じんねんけども、仕事の怠慢であるのか、仕事量が多過ぎんのか、ちょっと分からんけども、この原因は何じやろなと思ってますねんけども、町長ちょっと答えていただけませんか。

○委員長（中川敦司君）

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

ありがとうございます。

大きな一番というのは、工期が間に合わないところが一番大きな要因でございます。決して怠慢ではなくて、それぞれのものに日程調整をしていくとずれてくるというのが現状でございます。

○委員長（中川敦司君）

川上委員。

○委員（川上勲君）

工期というのは、きっちり年度末に決めたらするのんちゃいまんのか。いろいろこう理由があって、そんな工期決められてもできひんのはできひんということもあるやろうけども、5人でいけんとか10人入れたらいけることもありますわな。そういうことはしておられませんか。

○委員長（中川敦司君）

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

おはようございます。総務部、仙波です。

例えば、今回この、4・事業繰越明許費補正で上げております、一番上にあります

戸知山周辺整備事業につきましては、先ほど行財政課長が御説明いたしましたが、当初予算で措置しているところなんですけれども、戸知山の上のほうでちょっと実証実験を行って、要はダンプが登る前に舗装してしまうと、その舗装がまた傷んでしまうということになるので、この繰越明許の御承認をいただいて、実証実験で土を運んだ後に舗装をしようというために、工事を行うために繰り越すものだ。

ふたば園施設整備事業につきましては、当初予算で設計業務を委託しておりまして、現在まで設計がかかっておりました。その設計が完了したので今度工事費を補正する。今から工事をすると設計上の工期上どうしても間に合わないために、この、今現在補正予算を上げるとともに、繰越明許の補正を上げる。

同じ、ここの災害復旧費の耕地災害復旧事業につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、8月に豪雨がありまして、それが原因となって、今予算を計上するものですので、今から工事をしても間に合わない。同じく光風台6丁目の工事につきましては、またずったということで設計変更があって、これからまた再度工事を発注するために工事が間に合わない。このようにそれぞれ、要は設計上の工期が間に合わないという事情で繰越明許の補正予算を計上しておるところで、決して怠慢とかそういうわけではないと考えております。

○委員長（中川敦司君）

川上委員。

○委員（川上勲君）

設計上の工期が間に合わないということは、その設計の工期を早くしたら間に合うんちゃいまんのか。設計みたいなもんをその外部で仕事とするのんと違ってやね、雨降ったり、風吹いたり、雪降ったり、やりが降

ったりしても仕事はできませんがな。

ほれでもう1件、この災害復旧工事で、これ四つ目のやつやね、この光風台6丁目の、このやつの、あれでんな。これそうでんな。これの一番初めの、これ、どういふんかな、一番最初の崩土になった線は入ってますか。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

昨年の7月豪雨で、崩落したラインのほうはこの図面のほうには入れておりません。

○委員長（中川敦司君）

川上委員。

○委員（川上勲君）

その線を入れると、図面で言うたら、一番上か、その黒い実線のまだ上にあるわけですな、そうですね。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

委員おっしゃるとおりです。

○委員長（中川敦司君）

川上委員。

○委員（川上勲君）

その入ってない線から赤い線まで、今回赤い線までの分の土量は大体幾らですか。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

昨年度の豪雨で搬出した土の総量は、約4,000。今回の設計で見えておりますのは、約1万。合計1万4,000立米ほどの量になろうかと思えます。

○委員長（中川敦司君）

川上委員。

○委員（川上勲君）

その1万4,000立米の土をどこかに放らんとあきませんわな。その放る場所は、町は指定してますんですか。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

設計上指定処分ということで、大阪府が受入れ可能であるというところで、設計上は計上しております。

○委員長（中川敦司君）

川上委員。

○委員（川上勲君）

その土量に対して金額を掛けると、大分、億以上のやっぱり金額になりますわね。それは、豊能町内にあればそれだけ費用は要らんわけです。その辺を町長はどのように考えておられますか。

○委員長（中川敦司君）

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

おっしゃるとおり、本来であれば我々のところであればいいわけですけども、今回の1万4,000というところ、それから過去の例も含めて、外部に、府の指定するところに処理をしないといけないというところで、緊急性もございましたので、そういうところに持ち込ませていただいております。

○委員長（中川敦司君）

川上委員。

○委員（川上勲君）

そういうことを、これから、これで終わりっちゃいますわね。起こり得る可能性は十分あります。例えば、木代の、あっこ、どこなのかな。鉄砲水が出たところもありますやろ。あそこの残土でも大分出るのんちゃいまんのか。そういうところが、豊能町

内において多分出てくると思います。そのときには豊能町の土は豊能町の土として、豊能町のほうで放る。残土というたら語弊あるけども、普通の土やと、それを放るねやという具合にせんと、残土やいうて外へ持っていくと、豊能町の土がなくなってしまうようになるわけです、しまいには。その辺をよく考えて。そういう騒動があったときにいろんな条例ができたけども、やっぱり考え直して、豊能町のどっかにも土の放り場、やっぱり造っとくべきやと思います。それが、結局金が余ってくるから、金がないと言われたいわけでは。よそへ放て、高い金の、よそへ放て、それで、金がない金がないと言うても通用しまへんで、分かりますか。ということですね。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

すみません、1点ちょっと私、いいですか。

関連、今の関連する質問になるかも分かりませんが、この断面図におけるところの部分で、1万立米ですか、の土を移動させなあかんという話がありましたけども、それと全然関係ありませんが、この繰越明許費の、この2項目め、戸知山周辺整備事業で、ダンプで土を運んで戸知山に入れてという話もありましたけども、その土というのは、実証実験に使うそういうふうな土やというふうな認識で私おるんですけども、その認証実験に使う土いうのをここの、この何、光風台6丁目の土を使って、そのダンプで運んで、それを実証実験に使う、何かセンサー入れて何かやる言うてましてけども、それにこれを使ったらどうなんですか。どうでしょうか。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

おはようございます。坂田です。

委員おっしゃるとおり、この光風台の災害現場で1万立米程度、土出てきますので、実証実験でも土が必要ということでしたので、その方向で木代自治会さんのほうには、今現在もですが町と協議しておるところです。ただ回答としては、川上先生もちょっと、ちらっとおっしゃったかもしれないですけど、その残土ということに対して、ちょっと木代の自治会さんのほうが、大分ちょっと、いろいろちょっと問題があるんじゃないかということで、お話ししておいて、今ちょっとこちらとしてはお願いしているところなんですけども、ちょっと今後どういうふうになっていくかは、ちょっと今後の検討、協議次第にはなってくると思います。

○委員長（中川敦司君）

いいですか。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

すみません、それで、もし最悪その場合は、木代のその戸知山の実証実験の場の中にも土は若干削れば出てきますので、その土を利用してやっていくことも現在検討します。それから、先日阪大キャンパスで、一般質問でもちらっとお答えさせていただきましたけども、阪大と神大、清水建設さんとの協議の中で、こちらとしては光風台6丁目の現場、災害現場のそのまま実物どおり、高さが5メートルでのり面が20メートルぐらいですね、のり担ぎしたような形の実証実験でお願いしてたんですが、その実証実験も国の補助金から、文科省のほうからちょっとお金が下りてきますので、そのお金がざっと600万円程度しかちょっと下りないというところがありまして、この育成型に関しては。ですので、その中でちょっと運用していかなくんということがあるので、今清水建設さんのほうが、最終的には1月に描いていただけるんですが、

今のところは、建端が1メートルから1メートル50、もしくは2メートル程度の高さで、のり担ぎは20メートルではなくて、もっと低い5メートルとか10メートルとか、そういう形になるのではないかということで、今試算しておるところです。清水建設さんのほうが試算しているというところでは。

○委員長（中川敦司君）

そしたら、今の部長の御答弁でいくと、その木代地区の方との今交渉なるんやけどもいう話ですけども、もしも、もしかしたら、うまいこといったらこの、ここを出てくる光風台6丁目のこののり面の土、それを戸知山へ入れさせてもらって、入れて、それを実証実験に使うと、そういうことも場合によってはできるかもしれないということなんです。

坂田部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

委員おっしゃるとおりです。

○委員長（中川敦司君）

そうなった場合には、この光風台6丁目のこの出てくる土をどっかに捨てるというふうなことと比べたら、戸知山に搬入して実証実験に使うほうが、よりコストというか費用は削減できるということになるんでしょうか。

坂田部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

都市建設部の坂田です。

処分費が丸々浮いてきますので、立米当たり2,000円ぐらい、3,000円ぐらい、3,000円から5,000円ぐらい、1立米当たり3,000円から5,000円ぐらいの処分費がかかりますので、その分費用はコストダウンできます。

○委員長（中川敦司君）

そうですね。

そしたら、何とかそういうふうなコストを削減できるのであれば、そういうふうなぜひともできるようにしてもらいたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

川上委員。

○委員（川上勲君）

この赤い線は図面で何度になるのか。

○委員長（中川敦司君）

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

都市建設部の坂田です。

1対1が45度、1対1.8が30度ですから、その間になるかと思しますので、35度よりちょっときつい感じの勾配となります。

○委員長（中川敦司君）

川上委員。

○委員（川上勲君）

大体これとはちょっと関係ないかも分かんけども、切土は大体1.5ちゃいまのか、普通は。盛土は1.8で。1対1.5、1対1.8、という具合に認識しとるんだけど、それよりきついでね、これ。これでもつわけでっか。

○委員長（中川敦司君）

坂田部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

都市建設部の坂田です。

委員おっしゃるとおり、通常の砂交じりというか砂質系ですと、おっしゃるとおり、大体切土で1対1.5になるかと。盛土の場合、1対1.8です。今回は土質、ボーリング調査したところ、礫交じりの土砂とか、土質になっておりました、それでいくと、土工指針では1対1.2から1対1.5の間の中で切っていきましようというのが、なっておりましたので、ちょっと見えにくいんですけど、下側のほうは1対1.2でもと

もと計画していた、当初ですね。その後、8月の豪雨等で1回ちょっと崩れてしまいましたので、国、大阪府との協議の中で、1対1.2でもたないんであれば、それより緩くしないといけないんじゃないかと。特に、ちょっと見にくいんですけど、下側のほうは、密実な礫質土となっておりますが、上側のほう、山のほうに近い側は密ではない礫質土となっております、ちょっと緩い土砂にはなっておりますので、上に行くほど勾配は緩くしないといけないよということで、国のほうからも指導を受けておりましたので、のり面の解析をやりまして、安全率が1.2以上になるような勾配で計画したところ、ちょうど、1対1.35になったというところで、国と今協議しているというところですよ。

○委員長（中川敦司君）

川上委員。

○委員（川上勲君）

それと、この図面ぱっと見たときに、下のこの土留め擁壁でんな、これがちょっと弱いような感じするねんけども、これもつわけでっか。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

実を言いますと、この鉄骨は長さ7メートルございまして、地面の中に4メートル打ち込んでおります。

○委員（川上勲君）

土留め擁壁。

○都市計画課長（田中克生君）

すみません、5メートルの擁壁ですか。

○委員（川上勲君）

そう。

○都市計画課長（田中克生君）

これにつきましては、災害の基準という

のがございまして、現況の擁壁の高さに合わせるというところですので、起点と終点の被災のり面を見て、両側にまだ擁壁が、健全な擁壁が残っておりますので、そこに合わせておると。この擁壁に対する土被りを減らすという意味合いで、天端から5.4メートル奥に平場を造っているような状況でございます。

○委員長（中川敦司君）

川上委員。

○委員（川上勲君）

ということは、これで十分もつわけですね。この土留め擁壁で。

○委員長（中川敦司君）

田中課長。

委員（川上勲君）

いやいや、それで。もつというところから。

それでもう一つは、何だったかな。もう年取ると忘れてまう。何を言おうとしたんかな。ちょっと後でまた言います。

○委員長（中川敦司君）

ちょっと、関連でちょっといいですか、私のほうから。

この図面で、1点ちょっと聞きたいんですけども、この図面のここに小さい破線があるのと、ここにも小さい破線がありますが、これは何を意味してますか。

田中課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

先ほど坂田部長のほうで御説明したボーリングデータに基づく土質のラインを入れております。一番下のほうに軟岩、その上に密実な礫質土、その上に密ではない礫質土の層のラインとなります。

○委員長（中川敦司君）

層の、そうですか。ありがとうございます。

ほか。

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

関連なるんですけど、先ほどは土砂、土砂何だら行為、残土処分行為だね。町長のほうから、我々のところにそういう土地があればというふうな発言がいみじくもあつたんですけど、今回はたまたま委員長の質問のほうから、今度は高山の、じゃない、戸知山のほうの、持ってったりそこからとか言ってますけど、豊能町の基本の姿勢として私、一般質問させていただきましてけど、木代のそれこそ土と岩だけのようなところを保全地域にしといて、言い分はやれ里山の風景があるとか、府の公園近いとか、なこと言ってますけど、今話を聞いて、これ町として、戸知山に壮大な残土処分場を造ろうという計画があるのかなと。だからああいうことをしたのかなともちょっと思ったんですが、これは一般質問になりますので、非常に不信感を持っています。それはそれでまた別な機会に改めてさせていただきますけども、今回の質問としてはこの繰越明許費のことです。

私もこれ前からちょっと気になったんです。今回に限って言えば、いろんな事情があるからそうだなと思ったんですけども、例えば、ふたば園の設計が間に合わなかったと言うけども、当初予算で取ったけども、設計が間に合わなかったから今回繰越明許費するというふうな説明があつたと思うんですけども、そこのこの期間の設定がもう一つ分からないんです。だったら当初予算で設計費だけ上げといて、たしか前、老人福祉センターの場合は、クレーンは設計費だけ上げて翌年たしか工事費上げてたような気が、記憶があるので、そういうことはできないのかなと、今回設計がうんと遅れたのかなと。そこのところはどうなっ

すか。

○委員長（中川敦司君）

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

総務部、仙波です。

すみません、私の説明が足りないところがあつたんですけど、今回のこのふたば園の事業につきましては、当初予算で屋上防水の設計費用を予算化しております。4月から設計、予算措置後設計に入りまして、設計が完了したので、今回工事費の補正予算を上げるとともに、今から工事を開始したのでは今年度中に間に合わないので繰越明許を同時に計上しておるところでございます。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

分かりました。私の勘違いでした。じゃ、当初予算で取った分が逃れてったのかじゃなくて、改めてですね。じゃ、失礼しました、分かりました。

○委員長（中川敦司君）

川上委員。

○委員（川上勲君）

思い出しました。

その戸知山に上がる道を舗装するのに、大型ダンプが通ったら傷むかも分かれへんからそれを通った後でしまんねやと、こういう答弁でしたな。ほんだらそれ、あれでつか。その、そうするのは車が通らなくなってから舗装工事しまんのか。ちょっと考え方おかしいと思いまっせ。えろう、もう50トンや100トンのもんが通るわけじゃなし、ただまあよう積んでも20トンか25トンぐらいやね。そういう車が通っても耐えて忍んでもつようなやっぱり仕事をしとかんと、そんな大きい車が通ったら潰れるような仕事だったらせんほうがましや、

ほんまに。その辺どない考えたんのかな。

ちょっと誰か答弁してください。

○委員長（中川敦司君）

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

総務部、仙波です。

委員おっしゃるとおり、本来の道路というのはやはり車が通ることを前提に造る道路になるんで、委員のおっしゃることももちろん一つの要因かと思っております。今回の舗装につきましては、たまたま時期が重なったと言うたら申し訳ないんですけども、今回、道路舗装をする、舗装して完了後にすぐまた道路を、10トンダンプが恐らく何台も通ることになるかと思えます。思いだけかもしれませんが、今のあの道路がああいうふうになってしまったというのは、昔からあります、その柳井組の行為がありまして、要はそこで10トンダンプが何度も通って、最終的にそれだけだけではないのかもしれませんが、それで傷んでしまって今ああいう状況になっているというそういう思いもありまして、どうせ舗装をするならば、今すぐにもう実験をするというふうな形で考えておるところですので、それが終わってから舗装をしたほうが、その舗装にかかるお金のほう、まあ言うたら10トンダンプが通っても当然何もないような道路をするのも一つかと思うんですけども、それによって全く傷まへんということはありませんので、そういう思いもあって、それが終わってから施工するほうがいいというふうに判断した次第でございます。

○委員長（中川敦司君）

川上委員。

○委員（川上勲君）

それは、考え方はそら分かるけど、分かるけども、舗装工事するのに、半年も1年

もかかりまへんわな。路盤と表層さえやったらええねん。できるわけです。結局道路傷んどるのは重みとそれから、もう一つは、大きな原因というのは流れた水ですわな。水の処理と重みに耐える工事しとったら十分いけますんで、そういう、どういふかな、車が通ったら傷みますんで、どないもなくなってから舗装しまんねんて、そういうことを言われると、何かちょっと考え方がおかしいんちゃうかなと思ったんで、その辺はよっぽど気をつけてもの言ってください。

（発言する者あり）

○委員長（中川敦司君）

今のは、もういいですか。回答いいですか。

○委員（管野英美子君）

今に関連で。

○委員長（中川敦司君）

ほな、ちょっと関連でやったら、管野委員。

○委員（管野英美子君）

今の舗装の問題なんですけど、以前松本まちづくり調整監も、戸知山利用で、業者さんが見に来たときに道路が随分傷んでますねとおっしゃいましたよね。戸知山の利用のときに、今、ビジネスチャンスじゃないですか。そしたら舗装のほう为先やってもいいんじゃないんですか。ちょっとそのまちづくりの観点からお聞かせいただけますか。

○委員長（中川敦司君）

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

総務部、仙波です。

松本が以前申し上げましたとおり、確かにおっしゃるとおりで、今あちこちでちょっと土地を求められているという部分もあって、そういった事情もあるかと思えます。戸知山の今の道路につきましては、確かに

舗装されてない状態になってるんですけども、一応ダンプが通れるようにとところで、応急的にその舗装まではしてないんですけども、砂利で埋めて、以前通られた委員の皆さんもいらっしゃるかどうか、穴が開いてこう、こういうふうになる状況ではなくって、一応その穴を埋めて、ダンプが通れるような形で応急の復旧はしております。だから、もし、そういう戸知山を見に行きたいとおっしゃる方があれば、一応乗用車でも通れるような形で応急措置はしておりますので、そういったことがあった場合、視察のお申し出があったらそれは日程調整をして断らないようにしておる状態ではございます。

○委員長（中川敦司君）

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

失礼いたします。松本でございます。

以前そのようにお答えはさせていただきました。その後も、今回大阪スマートシティパートナーズフォーラムを立ち上げた協議体の方も、あの場所は見に行かれている企業、何軒かございます。その際にも舗装のことについては説明を丁寧にさせていただいた上で、中の戸知山を見ていただいている、そういうことをさせていただいております。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

ちょっと確認したいんですけども、先ほどから質問出ている、この戸知山周辺整備事業は年度内に事業が完了しないため繰り越すということなんですけども、これはいつ頃完了するのかということと、阪大と清水建設の実証実験についてもちょっと詳しく説明してください。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。

坂田朗建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

都市建設部の坂田です。

阪大と清水建設さんとの実証実験ですけども、先週の、この前の打合せでは、1月、実は今月中に阪大さんと清水建設さん、戸知山のほうに現地のほう来ていただけることになっておりまして、それを受けて設計をして、お金を出して、工事のほうは恐らく2月下旬から3月ぐらいには、工事のほうは完了すると。そのときには超長寿命化のセンサー貼ったりとか、水の流れ、要は造ってそのままじゃなくて壊す、壊すというか、変形ささないといけませんので、上に土圧をかけたり、水を流して水圧をかけたりして造った擁壁に変異を起こすいうか、壊すまでいかないんですけど、そういうのをしていくためのものをちょっと造っていかないといけませんので、ちょっと時間かかるということで、一応3月末に、まだにはできまして、それから実験のほうスタートするということですので、先ほどちょっと戸知山のほうの工事のほうがあったと思うんですけども、早くても4月入ってからの工事になるのじゃないかと考えております。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。

○委員（管野英美子君）

ほかの質問は無理ですか。

○委員長（中川敦司君）

はい、では…。

○委員（管野英美子君）

ほかの質問。

○委員長（中川敦司君）

今のこの件で関連のもう質問はないですか。いいですか。

(「なし」の声あり)

○委員長 (中川敦司君)

そしたら、どうぞ、管野委員。

○委員 (管野英美子君)

37ページの耕地災害復旧費なんですけど、先ほど52号議案で説明いただいた金額とちょっと違うと思うんです。後で、最初は農地が50%、水路が65%、その数字なんです。国府補助金。

○委員長 (中川敦司君)

仲村建設課長。

○建設課長 (仲村晴好君)

建設課の仲村でございます。

先ほど激甚災害の指定を受けたというところまで説明させていただいて、今申請中ございまして、当初の50%、65%の補助金で計算した数字が今回の補正予算で計算している分です。

○委員長 (中川敦司君)

管野委員。

○委員 (管野英美子君)

その件、分かりました。

18ページの地域公共交通促進事業の245万円なんですけど、旅客者が減ったということと、あと、コロナ対策ということですが、内訳はありますか。それと、これは阪急バスに対してですか。

○委員長 (中川敦司君)

まちづくり創造課、田中課長。

○まちづくり創造課長 (田中久志君)

まちづくり創造課の田中です。

今回のまず補助金の交付対象者でございますけども、路線バス事業者として阪急バス株式会社に235万円、それからタクシー事業者として京都タクシー株式会社に10万円の交付を予定をしております。

その内訳、金額の内訳でございますけども、まず阪急バスにつきましては、平日、計算方法としまして、平日ダイヤを維持し

たことに要した費用の部分につきまして、それが164万9,600円でございます。次に、その感染症対策ということで、車両数、台数に2万円をかけたものということで70万円、合計しますと235万円ということになります。

タクシー事業者につきましては、定時定路線で運行しているものではございませんので、車両数に、車両数が5台、それに2万円をかけまして10万円ということになっております。

以上です。

○委員長 (中川敦司君)

管野委員。

○委員 (管野英美子君)

説明は分かりましたけれど、その他事項でちょっと質問したかったんですけども、阪急バスは減便をなさってますよね、これから先、12月18日からですよ。でも減便するから、今後は旅客が減ったからといってこういう補助金は出さなくていいわけじゃないですか。そういうことではないんですか。

○委員長 (中川敦司君)

まちづくり創造課、田中課長。

○まちづくり創造課長 (田中久志君)

まちづくり創造課の田中です。

今回の臨時交付金、事業者支援分に係る交通事業者への支援等の目的、必要性につきましては大きく2点ございまして、一つは先ほども御説明させていただきましたけども、コロナウイルスの感染拡大によりまして緊急事態宣言が発出され、それで不要不急の外出、また都道府県間の移動の自粛といった人流の抑制の影響によります減収などの感染拡大の影響を受けていること、もう一つは、コロナ禍においても感染リスクを抱えながら事業を継続し、社会貢献を果たしているということで、これらを鑑みた

上で支援に取り組むということでございます。

今回の緊急事態宣言の期間の対象でございますけども、今年の1月14日から2月28日の分と、それから4月25日から6月20日に出された緊急事態宣言中に運行を継続されたということで、運行を継続、減収になりましたけども、そのまま運行を継続されたということで、それに対する支援ということになっている。ですから、これから12月18日以降の減便に対する支援とはまた違うものというふうに考えております。

○委員長（中川敦司君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

そうじゃなくって、これから先もう減便をされるわけですから、旅客は減ったとかということではないですよ、これから先はこういう補助金を出さないということですか。

○委員長（中川敦司君）

田中課長。

○まちづくり創造課長（田中久志君）

まちづくり創造課の田中です。

通常の阪急バスさんで申し上げますと、コロナ前と比べまして、運賃収入で約39億円、それから利用者数にしますと約30%の減ということでお聞きをしております。そういった減収というのが慢性化してるわけなんですけども、今回はあくまでも新型コロナの対策ということで、緊急事態宣言中の運行に基づくものというふうになっておりまして、今後の部分につきましては特にそういった、赤字補填というような感じでの補助金というのは考えておりません。

○委員長（中川敦司君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

この件は了解しました。

その他事項で阪急バスについてまた質問させていただきます。

○委員長（中川敦司君）

ほか、いいですか。

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

37ページの光風台6丁目の災害復旧事業なんですけれども、先ほど工事計画や状況について説明いただきました。ちょっと1点心配するのが、私もちょっと現場に行っただけなんですけども、非常に最近豪雨とか地震が多発しているということもありまして、こういう土砂災害が起こる場合のその危険度の判断であったり、そういう危険な状況が発生する前に、近隣の住民の6世帯の方にどういうふうな安全対策の対応をするのかということをお伺いします。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

現在、先ほど御説明した、明日、明後日で安全対策工事が完了するわけなんですけども、引き続き本復旧工事に入るまで現状で置いときますので、センサーを2台つけてる。そのセンサーにつきましては、引き続きセンサー設置でのり面に動きがないかどうかというのを日々観察しているところです。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。

ちょっといいですか、私のほうから。

今ちょっとまたこの光風台6丁目の話になりましたので、ちょっとこの話で1点お伺いしたいんですけど、ここの光風台6丁目ののり面のこの辺り、これは例のあの大雨とか降ったときに、何でしたっけ、イエ

ローゾーンとかレッドゾーンみたいな、ここ崩れやすいから注意しなあかんねみたいな、そういうふうな確か指定の箇所だったかなと思います、まずそこから確認です。お願いします。

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

一部はレッドゾーンに入っていたと思います。

○委員長（中川敦司君）

今回この本復旧工事をやって、こう段階踏んで、こういうふうな赤線のとおりのような構造にしますと、安定勾配のそんな形にしますということでしたけども、もしもこのような工事ができたならば、その大阪府のレッドゾーンやイエローゾーンというのは、もしかしたら解除されるかもしれないことになるんですか。

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

レッドゾーン、イエローゾーンにする基準がございますので、その基準に合致しない安全側のほうに変わっていきますので、恐らくそこはレッドゾーンが外れるかと思えます。

○委員長（中川敦司君）

そうですか。ありがとうございます。

（発言する者あり）

○委員長（中川敦司君）

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

すみません、都市建設部の坂田です。

若干ちょっと修正させてもらいますけども、一応レッドゾーンとかイエローゾーンは、高さが5メートル以上で勾配が30度以上でかかってきます。今回、1回1対1.2とか1対1.35にやったとしても30度

よりきつくなりますので、勾配は。

ですので解除まではいかないです。

○委員長（中川敦司君）

ほか、よろしいですか。

もう、質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

なしですか。

では、質疑を終結をいたします。

では、これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

ないですか、討論なし。

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手お願いいたします。

（全員挙手）

挙手全員です。よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第58号議案、令和3年度豊能町下水道事業特別会計補正予算（第1回）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

それでは第58号議案、令和3年度豊能町下水道特別会計補正予算（第1回）につきまして御説明させていただきます。

お手元の補正予算書1ページを御覧ください。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ825万を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,184万5,000円とするものでございます。

第2条としまして、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

それでは、今回の補正について、歳出から御説明させていただきます。

7ページをお開きください。

まず、款1・下水道費、項1・下水道管理費、目2・下水道維持管理費の70万の増と、8ページの目1・下水道整備費の755万の増であります。これはいずれも4月の人事異動に伴う人件費の補正による増でございます。

続きまして、歳入について御説明させていただきます。

6ページにお戻りください。

款5・繰入金、項1・一般会計繰入金につきましては、同じく人事異動に伴う人件費の補正による増額でございます。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（中川敦司君）

では、これより本件に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

ないですか。

川上委員もよろしいですか。

よろしいか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

では、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

では、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○委員長（中川敦司君）

挙手全員です。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託された案件は、全て終了いたしました。

続きまして、その他について、何かございますか。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

先ほどのバスのことなんですけれど、以前から、乗らなければ減便・廃止ということは一般質問でも答弁いただきましたけれど、12月18日から、切畑の住民の方から、いきなり紙が貼ってあって減便されるということを知ったんですけど、昨日ホームページには載っていたんですけど、いつもいきなりこういうことなんです。以前も牧で、バス停に立ってたら住民の方が増やしてやと言わはったけど、周りの人が、僕ら乗ってへんからと論じてはりましたけど、このやり方でもう阪急バスの言いなりゆうたら悪いんですけど、阪急バスの意向が全てということですか。

○委員長（中川敦司君）

まちづくり創造課、田中課長。

○まちづくり創造課長（田中久志君）

まちづくり創造課の田中です。

今おっしゃっていただいております阪急バスの減便に伴うことなんですけども、今回、忍頂寺線が、以前から阪急バスさんのほうから、路線の維持が非常に困難な路線である、利用者数がかなり減っておりまして困難であるというようなことをお聞きはしておりました。その運行をしていくに当たって、町のほうにも何らかの補填ですとか増額、補助金の増額というところをお願いはされておった状況はあったんですけども、なかなか町の財政見ましてもその負担をしていくということは、財政面から困難であるというような状況で判断はしております。

た。その中で、阪急バスさんのほうで、経営計画の中で一つ、もちろん豊能町の路線だけではないんですけども、ほかの市域の路線も含めまして、路線の維持が困難な線については12月18日から減便するというようなことで、町のほうに対しても通告、通告といたしますか、連絡があった次第でございます。

○委員長（中川敦司君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

その点、今後デマンドタクシーをもう少し、今利用者がとても少ないと思うので、しっかりPRしていただきたい。これは要望です。

あと、3件ほどあるんですけども、令和3年度も後3か月なんですけれども、ときわ台駅前の社協跡地の駐車場計画とか、高山教員住宅の解体ですとか、後はこの所管ではないかもしれませんが、高山コミュニティセンターの指定管理を募集できない理由を、私は漏れ伺っているだけなんですけど、建設、今先ほどの答弁にもありましたけども、建物の問題があるとかとおっしゃったんで、その辺りちょっと説明いただきたいんですが、今分かる範囲でいいです。

○委員長（中川敦司君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内拓君）

行財政課、山内です。

私のほうからは、社協跡地と高山の教職員住宅の解体について御説明させていただきます。

ときわ台駅前の社会福祉協議会跡地につきましては、解体が終わっておりまして、更地になっております。今後の利用につきましては、当初駐車場ということで考えておったんですけども、能勢電車のほうと話して、駅前利用できるように駐車場に

してほしいということもあって、当初コインパーキングということで考えておったんですが、能勢電車のほうはもうコインパーキングにしなくてもいいということで確認取れておりますので、今後は売買ができればいいかなと考えております。

高山の教職員住宅の解体につきましては今解体中でして、12月の末ぐらいまでには終わる予定をしております。

（発言する者あり）

○行財政課長（山内拓君）

跡地利用についてはちょっとまだ未定の段階であります。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

農林商工課、中谷課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

農林商工課、中谷です。

高山のコミュニティセンターの件につきましては、今施設のちょっと問題点が発覚しております。今後、来年以降どうするかということで、高山の地元と今調整中で、まだどういった形で運営をしていくかというところを地元と調整しておりますので、ある一定固まりましたら御報告するというところで予定しておりまして、今段階で、今の段階で議会のほうには報告してないというところでございます。年明けまして、ある一定方向性が固まった時点で議会のほうにも報告したいと思っておりますので、御理解いただきますようよろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

ときわ台駅前の駐車場は、私は必ず駐車場になると思ってたんです。能勢電が断ったからじゃなくて、私たちは、バス使う、新光風台の奥の人は、バスで往復で440

円かかるから、光風台の駅前の消防団跡地を300円で停められるからということで使ってはる人もいますけど。だから、パーク、それこそパークアンドライドで、あそこに駐車場があったら助かる人もいると思うんですけど、能勢電がどうこうということではないと思うんです。

もう一つ、コミュニティセンターなんですけど、女子会とってお料理をやってらっしゃる方とか、あそこの木工をやってはる方とかとても楽しく使ってはるのをフェイスブックで見たりもするんで、しっかりとその今の利用者に対しても説明してさしあげてほしいと思います。

○委員長（中川敦司君）

今の質問に対して。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

総務部、仙波です。

ときわ台の社協跡地の件です。

能勢電がというふうに先ほど山内課長のほうが申し上げたのは、当初のパークアンドライドという形で能勢電、要は車を停めて能勢電を利用できるというところで駐車場という検討をしておりました。で、能勢電鉄さんのほうでもそういう駐車場を、現在マンションのところに御用意いただいているというところが一つ、もう一つ、あそこの社協跡地のほうは実は土地が2区画あって、一つのほうは入り口になっただけで、要は石垣がすごく積んである。要はその石垣を壊してまたそこから車が入れるようにすると、またそれはすごいお金がかかるというところで、あそこを駐車場にしようとするとうちでも1区画しか利用ができないんです。あそこで大体停められて6台ぐらい、6台ぐらい停められて、お金のことになって申し訳ないんですけど、6台ぐらいで入ってくるお金と、売却、ニーズ

がどれぐらいあるかというところもあるんですけども、その検討した結果、能勢電がというところもあるんですけども、パークアンドライドとその町の財政的な部分を考えて、現在売却の方向で進めないかというところで考えておるところでございます。

○委員長（中川敦司君）

中谷課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

農林商工課、中谷です。

高山コミセンのほうの説明をということで、利用者の方ということで、ここ一、二年、コロナの状況で臨時的に増えている団体さんもおられるんですけども、そこはちょっと説明の場を設けるといことはしておりませんが、定期的に使っておられる、また町内の団体さん、先ほど女子会とかいただいたんですけど、女子会最近使われてない、ここ一、二年使われてないような状況ありますけども、ここ最近で定期的に使っておられるような団体さんには説明はさせていただく予定でございます。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。

ほか、その他で何かありますか。

川上委員。

○委員（川上勲君）

阪急バスの件やけど、先ほどちょっと出たように思うねんやけども、阪急バス主導で進んどるといふ具合に言ってる委員もおったように思うねんけど、例えば、千里中央と森町のバスターミナル、あそこで1往復したら、バスの費用は何ぼかかって何人乗ったらペイできるか、そういうことをシミュレーションした場合はありまっか。

○委員長（中川敦司君）

まちづくり創造課、田中課長。

○まちづくり創造課長（田中久志君）

まちづくり創造課、田中です。

基本構想、本町の公共交通の基本構想に基づきます、箕面森町線の延伸につきましての協議につきましては、これまでも阪急バスと本町との間で進めてまいりました。かなり狭き道ではあるんですけど、一つのまちづくりの軸として進めてまいりました。いろいろ細かい計算というのはもちろん、ちょっと今数字は持ってませんが、してきてはおるんですけども、阪急バスの今交通事業者としての課題というのがかなり大きいものもございまして、運転手の不足でありますとか、利用者の不足によりまして、経営が本当厳しいという状況もござい

ます。

森町線、これ前にも説明させていただいたところかも分かりませんが、大阪府の補助によって森町線が走らされてるということもございまして、それで豊能町がときわ台まで、能勢電までバスを延伸しようとするのと、車両の増便、増数が必要だということもいろいろ財政的な面の課題とかもございまして、なかなか現実難しいところもございまして、いろんなシミュレーションやりながらこれまでも進めてきておりますし、今後も進めていく予定にしております。

○委員長（中川敦司君）

川上委員。

○委員（川上勲君）

私、半年ほど前だったかな、千里中央から森町までバス乗ったんですわ。ほならずと、片道410円やったかな、そうですね、で勘定したら、14人ぐらい乗ったら、ペイできるんじゃないかという、私なりの計算です。油代からタイヤの消耗から何か勘定して。その辺をきっちり精査して、阪急はこう言うけどもこういうデータがあ

るねやというぐらいのことを示して、阪急と対等の立場で交渉してもらおうようにせんと。何か今の状況を聞いとると、受け身な形ばかりとちゃうかなという気がすんねんけども。

もう一つは、これは商売上の道德のこともあるけども、別に京都交通やね、京都交通も以前は豊能町向こう、吉川まで走ってるんだから、その京都交通と阪急バスと競争さすぐらいのそういうことも必要やと思いますねん。やっぱり、1社独占では凶に乗ってくる可能性があるから、その辺も考えてやってもらいたいなという具合に思っています。

○委員長（中川敦司君）

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

松本でございまして。

委員おっしゃいますように、千中から森町、こちらの便についてはたくさんの方が乗られてて実は黒字路線となっております。公共交通基本構想の中では、この森町線を延伸するというふうに掲げてずっと努力をしてきたわけなんですけれども、森町線については住宅開発を大阪府がされたことで、阪急バスに大阪府がバスのほうを提供しているということ、箕面市のほうが、この黒字の路線を豊能町との乗り合いによりまして、黒字が赤字になっていくというようなことは非常にきついのではないかと、そんなようなことも御意見とされておまして、このような悩みを実は大阪府のほうに投げかけました。それがきっかけで、大阪府が阪急バスと豊能町のほうで、三者の勉強会を持ちまして、この千中から接結線として、駅ですね、鉄道の駅まで伸ばすのを、森町線ではどうも非常に、箕面市とか大阪府とか阪急バスとの絡みがあって難しい。それで西線のほうで、今走っている西線で延伸

をすることができないかという提案があったところから、いろいろな勉強会を始めていこうということで、現在勉強をして続けているところでございます。

その一つの勉強の、勉強会の中で、方向として、3者が向いている方向としては、能勢電鉄の駅から、現在だったら千里中央まで、地下鉄が延伸されたときは萱野の新駅まで、ここまではスムーズに1本で行けるような路線をつくろうではないかということで、方向性は一つ、3者が同じ方向をむいています。

あと、豊能町の特性として、ただバスを充実させたところで高齢者の方が多いので、実は家からバス停までのラストワンマイルのところを豊能町の課題になっているんだということもその勉強会の中で申し上げました。阪急バスと大阪府のほうからは、モデルとして、AIオンデマンドバスを走らせてはどうかという御提案をいただきまして、今勉強会の中でこちらのほうも検討をしているところで、大阪府のモデルとして、来年度もし可能であればAIオンデマンドバスを町の中で、社会実験としてできないかという検討をしていこうじゃないかと、そこまでの方向性とスタートラインには着いたところでございますが、ただ金銭的な面ですとか、いろいろな課題がこれからありますので、そちらのほうを今後検討していくという、そういう現在は状態でございます。

○委員長（中川敦司君）

川上委員。

○委員（川上勲君）

要するに、箕面市であれ豊能町であれ、れっきとした地方自治体です。人数は10万人以上おろうと10万人以下であろうと、そのトップ、塩川町長の、トップとして、上島市長の、トップとして、やっぱり対等

に渡り合うという、ましてや民間企業の、阪急バスとは対等に渡り合って、豊能町の立場をどんどん押していくという形にやっぱりせんと、豊能町今のままでは沈む一方でっせ。と私は思ってますねん。もうちっと力を強く発揮していただいて、交渉事にはデータを集めて持っていくというぐらいのことをしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（中川敦司君）

才協副委員長。

○副委員長（才協明美君）

すみません、交通の便なんですけど、将来的ではなくて、今現在とても困ってはる人が多々、現にすごくいてるんです、いてはるんです。私はちょっとまだ漠然としてなんですけど、豊能町には若い、若い老人と言っていい、といたしますか、いろいろいっばいいはると思うんです。

（発言する者あり）

○副委員長（才協明美君）

その方たちに、素人タクシーというか、そういうことをこの条例でつukれないでしょうかと、まだ漠然的、漠然な話なんですけど、そういったこともちょっと考えて、それはお金はかからない、保険とかいろんなことはあると思うんですけど、それもちょっとまた考えまして、提案したいと思うんです。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

それはもう、回答いいんですね。

よろしいか。

そしたらもうその他の事項、これでよろしいか。

（「はい」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

そうしましたら意見ございませんので、

以上で本委員会を閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(中川敦司君)

異議なしと認めます。

よって、本委員会は、閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

塩川町長。

○町長(塩川恒敏君)

付託させていただきました案件につきまして、お認めをいただきましてありがとうございますございました。

この中でたくさんの御意見をいただきました。真摯に受け止め、そして今後の検討に進めてまいりたいと思います。川上委員のほうからもおっしゃられた、いわゆる交渉力も含めて、それから地域全体というところで一番最適な項目、それらを含めて進めてまいりますので、今後とも委員の皆様方に御協力、御支援をいただきたいと思いをします。

本日はどうもありがとうございました。

○委員長(中川敦司君)

では、これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

午前11時33分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会総務建設常任委員会
委員長